

「もりやま障害福祉プラン2027」 骨子（案）について

もりやま障害福祉プラン2024

No.	理念実現に向けた 基本目標	No.	目標達成のための 具体的な対応策
1	ともに理解し合い、支え合い、高め合うために ～地域で支え合える生活に向けた施策の展開～	(1)	相互理解の促進と心のバリアフリー化の推進
		(2)	情報アクセス・コミュニケーション支援等の合理的配慮の推進
		(3)	交流・ふれあい・文化・パラスポーツ・レクリエーション活動の推進
		(4)	地域福祉の視点に立った活動の推進
		(5)	障害や難病・依存症等に関する理解促進
2	住み慣れた地域で健やかにいきいきと暮らすために ～相談支援体制の強化～	(1)	障害のある人に対する虐待の防止
		(2)	地域で安心して生活できる仕組みづくりの推進
		(3)	障害のある人・家族への重層的な支援体制の推進
		(4)	成年後見制度等権利擁護事業の周知啓発等、障害のある人の権利擁護の推進
		(5)	保健・医療の充実
3	自己の能力を活かし、自立した生活をめざすために ～就労支援等の自立に向けた施策の展開～	(1)	障害のある人の雇用に対する企業等の理解の促進
		(2)	障害のある人の就労支援と場の拡大
		(3)	福祉サービスの利用による障害のある人の就労促進
		(4)	仕事探しから就労・定着までの一貫した支援の促進
4	子どもの健やかな発達のために ～障害児に対する支援策の展開～	(1)	保育・教育における支援体制の充実
		(2)	児童発達支援センターの機能の拡充
		(3)	学校教育・社会教育の充実
		(4)	医療的ケア児に対する支援体制の充実
		(5)	強度行動障害等個別支援の必要な児童・生徒の実態把握と適切な支援体制の構築
5	求められる支援に寄り添うために ～個々の特性に応じた支援の場の提供～	(1)	重い障害のある人の日中活動の場・住まいの場等の整備促進
		(2)	特性に応じた過ごし場の拡充
		(3)	様々な障害に対応できる日中一時支援事業の充実
6	安全・安心なまちづくりのために ～生活環境・災害・緊急時の支援体制の構築～	(1)	ユニバーサルデザインの視点に立った生活環境の整備
		(2)	災害等、緊急時の支援の充実
		(3)	移動・交通手段の充実
		(4)	消費者保護の推進
7	必要な支援・サービスが円滑に提供されるために ～人材確保・育成の推進～	(1)	質の高い福祉サービスの充実・提供
		(2)	福祉人材の確保・育成
		(3)	事業所等との情報共有等、連携の強化

基本理念 ～真の共生社会をめざして～

資料 1

もりやま障害福祉プラン2027

基本理念・基本目標については「もりやま障害福祉プラン2024」と変更ございません。

No.	本市の課題(第1回協議会 資料3より)	No.	目標達成のための 具体的な対応策
1	・障害理解促進の取組がより一層必要 ・聴覚障害者や視覚障害者の情報保障、および意思伝達的手段を確保する為の支援を継続させなければならない	(1)	相互理解の促進と心のバリアフリー化の推進
		(2)	情報アクセシビリティの向上と意思疎通支援の推進
		(3)	地域交流や文化活動、パラスポーツやレクリエーションを通じた交流の推進
		(4)	地域福祉の視点に立った活動の推進
		(5)	様々な障害に関する理解促進に基づく支え合い
2	・希望する人に相談支援専門員によるケアプランが提供できるよう相談支援体制の充実を図る必要がある ・障害のある人、家族に対して関係機関ときめ細やかな連携支援体制のより一層の充実が求められている(身近な相談窓口の相談支援体制の拡充含む) ・成年後見制度など制度利用が必要な当事者に対して制度を有効活用できていない	(1)	障害のある人に対する虐待防止体制の充実
		(2)	地域で安心して生活できる仕組みづくりの推進
		(3)	障害のある人・家族への伴走的相談支援と重層的な支援体制の推進
		(4)	意思決定支援に基づく障害のある人の権利擁護の推進
		(5)	保健・医療の充実
3	・障害のある人の雇用に対する事業所の理解促進と就労環境の拡充不足 ・本人の希望や障害特性ごとの困りごとに応じた就労支援が求められている	(1)	障害のある人の雇用に対する企業等の理解の促進
		(2)	障害特性に応じた就労支援と場の拡大
		(3)	福祉サービスの利用による障害のある人の就労促進
		(4)	仕事探しから就労・定着までの一貫した支援の促進
4	・インクルーシブの考え方に基づく個々の特性・ニーズに応じた支援体制の拡充が必要 ・ライフステージを通じた伴走的相談支援体制の拡充が必要 ・障害福祉サービス利用に必要なケアプランを策定する相談支援専門員の不足による『のぞまないセルフプラン』解消に向けた相談支援体制拡充が必要	(1)	保育・教育における支援体制の充実
		(2)	児童発達支援センターを中心とした支援体制の充実
		(3)	学校教育・社会教育の充実
		(4)	医療的ケア児・強度行動障害児の支援体制の充実
		(5)	【再掲】 障害のある人・家族への伴走的相談支援と重層的な支援体制の推進
5	・重い障害(医療的ケアや強度行動障害等)に対応した特性に応じた日中活動の場・住まいの場の不足 ・重い障害のある人の日中一時支援体制の拡充が必要	(1)	重い障害のある人の日中活動の場・住まいの場等の整備促進
		(2)	障害特性に応じた過ごし場の拡充
		(3)	日中一時支援をはじめとする障害特性に寄り添ったサービス提供体制の整備
6	・より一層、個別避難計画の策定を推進する必要がある ・災害時等の避難に対する具体的な不安に対応した支援策の不足 ・情報提供体制や避難所整備における障害特性に配慮した支援の不足	(1)	誰もが安心して暮らせる生活環境の整備
		(2)	災害時における避難支援体制の整備
		(3)	移動・交通手段の充実
		(4)	地域の警察・消防・消費者保護機関等との連携
7	・障害福祉サービスの質をより一層、向上させる取組が必要 ・障害福祉人材確保に向けた支援策の不足(福祉職場のイメージアップ、補助金制度の見直し等)	(1)	質の高い福祉サービスの充実・提供
		(2)	関係機関との連携による福祉人材の確保・育成
		(3)	事業所等との情報共有等、連携の強化